



# 平成30年10月～31年3月講習日程表

30.11.13

印は日曜祭日 休業日 講習日程は都合により変更する場合がありますので、事前にご確認して下さい。 <フォークのコースはBコースの1・4日目の2日間で実施します>

10月	講習種類	日/曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	10月	
技能講習	車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン	日/曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	10月	
安全衛生・特別教育		日/曜日																																	10月

フォークリフトA・高所A各コースは、希望に応じ適宜実施致しますので、ご相談下さい。  
\*各料金は、講習料・教材費(テキスト等)・写真・8%の消費税込です\* 《講習により受講者数がまとまれば、開催日及び出張講習の相談に応じます!!》

車両系建設機械(整地用等) 運転技能講習 (機体質量3t以上)				車両系建設機械(解体用) 運転技能講習 (機体質量3t以上)							
コース名/時間・日数	受講資格	受講料	教材他 合計	コース名/時間・日数	受講資格	受講料	教材他 合計				
A/38h・5日	下記資格・経験無	91,000	2,000 93,000	B/5h・1日	車両系建機(整地用等)技能講習有	17,000	2,000 19,000				
B/18h・2.5日	自動車免許無・小型車両系経験6ヶ月有	42,000	2,000 44,000	<b>フォークリフト 運転技能講習 (積載荷重1t以上)</b>							
C/14h・2日	大型特殊自動車免許有 又は自動車免許有・小型車両系経験3ヶ月有	39,000	2,000 41,000	A/35h・4.5日	下記資格・経験無	32,000	2,000 34,000				
<b>小型移動式クレーン 運転技能講習 (1t~5t未満)</b>				給 B/31h・4日	自動車免許有・経験無	26,600	2,000 28,600				
給 A/20h・3日	下記資格・経験無	28,000	2,000 30,000	C/14h・2日	大型特殊自動車免許有 又は自動車免許有・小フォーク経験3ヶ月有	22,000	2,000 24,000				
C/16h・3日	クレーン免許有・玉掛け技能講習有	25,000	2,000 27,000	<b>(コースはBコースの1・4日目の2日間で実施します,Aコースはご相談下さい)</b>							
<b>高所作業車 運転技能講習 (10m以上の高さ)</b>				<b>安全衛生教育</b>		<b>特別教育</b>					
A/17h・2.5日	自動車免許無・下記資格無	40,000	2,000 42,000	教育種類	日数時間	受講料円	教育種類	日数時間	受講料円		
B/14h・2日	免許有orフォークor車両系技能講習有	37,000	2,000 39,000	職長・安全衛生責任者(建設業)	2日14h	14,000	★小型車両建機(整地用等)運転(3t未満)	2日13h	14,000		
C/12h・2日	移動式クレーンの免許or技能講習有	35,000	2,000 37,000	職長(製造業)	2日12h	14,000	★ローラー運転	2日10h	14,000		
<b>玉掛け技能講習 (1t以上のクレーンでの作業)</b>				左記玉掛け・クレーン運転併合講習は、玉掛け又はクレーン運転のみの単独受講も可能です。玉掛けは1~3日目、クレーンは1・4日目で単独講習になります。	左記玉掛け・クレーン運転併合講習は、玉掛け又はクレーン運転のみの単独受講も可能です。玉掛けは1~3日目、クレーンは1・4日目で単独講習になります。			★高所作業車運転	2or1日9h	14,000	
給 A/19h・3日	下記資格・経験無	22,000	2,000 24,000	左記玉掛け・クレーン運転併合講習は、玉掛け又はクレーン運転のみの単独受講も可能です。玉掛けは1~3日目、クレーンは1・4日目で単独講習になります。			★クレーン運転(5t未満)	2日13h	14,000		
C/15h・3日	クレーン免許有・小型移動式クレーン技能講習有	19,000	2,000 21,000					★足場・粉じん・酸欠	1日	10,000	
<b>玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育(5t未満の天井クレーン)の併合講習</b>											
4日	玉掛けは上記と同一、講習はAC同一内容で実施	30,000	3,500 33,500								

上記講習・教育で記載のないものについては、遠慮なくお問い合わせください!!

**人材開発支援助成金・建設労働者技能実習**建設業事業主様への助成金!!(車両系(整地)・高所・玉掛け・小型移動式クレーンの技能講習★印対象)

助成金受講は、御予約時「助成金利用」の申告をいただき、受講後申請手続きを行います。提出先は「あいち雇用助成室(愛知県)、ハローワーク(岐阜県)」です

助成金適用の条件は、《中小建設業事業主》で、《雇用保険に12/1000で加入している》こと、《受講者が被保険者である》ことです。  
《講習料の6割~(経費助成)》と《6,650円~の日当(賞金助成)》が支給されます。支給申請は、講習終了後2カ月以内に手続きが必要となります。

計画届は不要となりました!!30/10~ 支給申請に必要な書類の作成は当教習センターにてお手伝いします、予約時に申し付け下さい。

給 ハローワークの教育訓練給付金、フォークリフトB・玉掛けA・小型移動式クレーンAが該当します。(雇用保険支給要件期間3年以上要)